

令和8年6月22日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員 西 村 義 直

同 隠 塚 功

同 山 添 洋 司

同 高 橋 一 浩

1 本件請求の概要

請求人から提出された「京都市措置請求書」（以下「請求書」という。）及び事実証明書の内容から、本件請求は、京都市立伏見板橋幼稚園の園長（以下「園長」という。）が、令和7年度に、同園のPTA（以下「本件PTA」という。）から教材費等として金銭や物品の寄付を受けたことについて、①公立学校園の経費は、学校の設置者が負担すべきであり、住民に負担を転嫁してはならないにもかかわらず（学校教育法第5条及び地方財政法第27条の4）、当該経費が本件PTAからの寄付により賄われていること、及び②園長が当該寄付の受納に必要な手続を行っていないことを問題として、本来公費で賄わなければならない金銭や物品の本件PTAへの返還及び寄付受納の手続を怠った園長への処罰を求めているものであると解される。

2 請求の対象とされた行為又は事実の結果としての損害の発生又はそのおそれについて

(1) 「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」とされている（最高裁平成6年9月8日判決及びその下級審判決参照）。そのため、地方公共団体

に対する財産的損害の発生又はそのおそれが認められない行為又は事実については、たとえその行為等が違法又は不当であったとしても、住民監査請求の対象とはならないというべきである。

- (2) 本件についてみると、上記1のとおり、請求人が請求の対象とする財務会計上の行為又は事実は、園長が、本件PTAから教材費等として金銭及び物品の寄付を受けた行為であると解されるが、当該行為は、金銭及び物品の受入れであり、その効果は単に京都市に収入を発生させるにとどまるものに過ぎず、当該行為によって京都市に対する財産的損害の発生が想定されるものではない。

また、請求書には、寄付受納手続を行わず、金銭や物品を受け入れた結果として、①教育に係る経費が本来いくら必要であるか分からなくなること、及び②必要な手続が行われていないことによる信用失墜が生じる旨記載されているが、これらはいずれも財産価値の減少や利益の逸失といった地方公共団体に積極消極の損害を与えるものではなく、財産的損害には当たらない。なお、この点に関し、京都市に発生する財産的損害の内容を明らかにするよう請求人に対し請求内容の補正を求めたが、期日までに回答はなかった。

- (3) 以上を踏まえると、本件請求については、請求の対象とする行為の結果として、京都市に財産的損害が生じ、又は生じるおそれがないものというべきである。

3 結論

よって、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。